

## 見守り 新鮮情報

スマートフォンが自宅につながりにくくなり携帯電話ショップで相談したところ、**据置型Wi-Fiルーター**を勧められた。「ルーター本体は約7万円(36回払い)だが、サービスで毎月約2千円割り引くので**実質無料**」と言われたので契約した。後日、請求明細を確認したら前月より約**5千円高かった**ため「実質無料と言われて契約した。別途**通信料金**がかかるとは**聞いていない**」と解約を伝えると、「中途解約の場合は**ルーター本体の代金を支払って**もらう」と言われた。契約時にきちんと通信料金やルーター本体代金の割引条件の説明があれば契約しなかった。納得いかない。



©Kurosaki Gen

(70歳代)

# 据置型Wi-Fiルーターが 実質無料? 契約内容をよく確認

## ひとこと助言

必要がなければ  
断って



見守るくん

- 機器をコンセントに挿すだけでインターネットが利用できる「据置型Wi-Fiルーター」の契約に関する相談が寄せられています。
- 据置型Wi-Fiルーターを利用するには、通信契約とルーター本体の契約が必要です。一定期間中月々の通信料金を割り引くサービスを提供している事業者では、期間中の契約を続ければルーター本体は「実質無料」となりますが、中途解約するとその時点での本体代金の残債を請求されます。
- 「実質無料」「安くなる」などと言われても、月々の支払額、解約時に発生する料金なども契約前にしっかり確認しましょう。
- 内容がよく分からなかったり、必要がない契約は断りましょう。
- 解約の際は、すぐに契約先事業者に申し出ましょう。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第540号 (2026年5月14日) 発行：独立行政法人国民生活センター

**長崎市消費者センター** (長崎市築町3番18号メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234** または 消費者ホットライン **188**

時間 **10時~17時** (土日祝も可 月曜定休)